

平成17年第16回教育委員会記録

平成17年12月14日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年12月14日(水) 午後2時00分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 上原 和義

庶務課長 和田 義広 学校適正配置担当課長 吉田 順之

杉並区師範館長 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠一

学務課長 井口 順司 指導室長 松岡 敬明

社会教育課長 赤井 則夫 済美教育一長 杉田 治
スポーツ課長 赤井 則夫 済美教育一長 杉田 治
副所長

中央図書館長 原 隆寿 中央図書館長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 10名

会議に付した事件

(議案)

議案第67号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 服務監察(事故)の結果について
- (2) 学校施設及び保有物品のアスベストについて

- (3) 平成18年度学校給食調理業務に係る民間委託新規実施校の決定について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (5) 中央図書館運営業務の一部委託について

目 次

会議録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第67号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	4
報告事項	
(1) 服務監査（事故）の結果について	5
(2) 学校施設及び保有物品のアスベストについて	6
(3) 平成18年度学校給食調理業務に係る民間委託新規実施校の決定について	8
(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	11
(5) 中央図書館運営業務の一部委託について	12

委員長 では、定刻になりましたので、ただいまから第16回の教育委員会定例会を開催いたします。

ご多忙のところをお集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が1件、報告が5件となっております。

では初めに議案の審議に入ります。日程第1、議案第67号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第67号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の趣旨でございますが、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴い、幼稚園教育職員の昇格の際の基準の特定号給を改めるため、表記規則の一部の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。特定号給表の2級の特定号給を24号から23号に改めるものでございます。

なお、特定号給でございますが、給料表の構造上、高い号給になりますと昇格時の格付け号給に昇格前の級の号給が重なるケースが出てまいります。具体的にいいますと、前の級から上に上がるときに2つあるいは3つの号給から同じ格付けのところへ上がってくるということが起きることがございます。こういった昇格時の格付け時に昇格前の号給が重複することに伴って、昇格前の下位の号給者が上位号給者に追いつくといったこととなりますので、これを避けるため、最初にこういった重複が表れる号給の上位を特定号給といたしまして、それ以上の号給を特定号給以上の号給になった場合につきましては、直近上位の1つの上に格付けをするといった仕組みで特定号給制度というものが設けられているものでございます。

施行日でございますが、18年1月1日から施行するというところでございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 わかりました。

では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

意見がないようですが。

では、議案第67号は原案どおり可決して異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議はございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第2、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに、「サービス監察(事故)の結果について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、サービス監察(事故)の結果について報告をいたします。

本事故監察でございますが、中瀬中学校の複数の教員から、長期にわたり出張旅費が支給されていない旨の報告が副校長にありまして、校長が全教育職員に確認させたところ、同じ状況が確認された旨、10月13日に教育委員会に報告がございましたので実施したものでございます。

1番の事故監察対象でございますが、記載のとおり井草中学校、中瀬中学校のそれぞれの年度ということで、内容につきましては①給食費から④学校徴収金までということで監察を行ったものでございます。

2の監察結果でございますが、県費負担の事務職員による中瀬中学校での教職員旅費及び給食費の着服、また井草・中瀬中学校における修繕工事に関しての不適正な処理が確認されたということでございます。

不適正な処理については以上のみで、これ以外のものについては事故がなかったものと確認されております。

事故原因当事者、事故期間につきましては記載のとおりでございます。

(3)の被害金額等でございますが、給食費の着服額は155万4,077円でございます。②教職員旅費等の着服ですが、50万9,458円ということでございます。

それから、3番目の修繕工事の不適正な処理ということでございますが、これは平成15年4月に井草中学校で行われた修繕工事4件につきまして、平成16年度になって中瀬中学校で実施したものと契約、支払いを行ったといったものでございます。

なお、着服額についてはすでに本人から弁済を受けております。

(4)の事故の要因でございますが、契約事務規則あるいは会計事務規則、手引き等に基づいた適正な処理、組織的な対応が行われていなかったことによるものというものでございまして、具体的には裏面記載のそれぞれの項目ごと、①番から③番まで記載のような原因があったということでございます。

4番の事故への対応及び是正措置の内容でございますけれども、(1)中瀬中学校におきましては、当該県費負担事務職員を自宅待機として事務処理体制を確保するとともに、契約事務規則、会計事務規則等に基づく処理の徹底を行って、また今後のチェック体制の確立などに向けての取り組みを進めております。

なお、給食費がございますので11月21日には保護者会を開催しまして、調査結果を説明すると同時に給食に係わる繰越金、清算金についての保護者への返金ということの取り組みを進めているところでございます。

(2) 井草中学校でございますが、当該年度に当該学校で行われた契約について、別の学校での支払いということでもございましたので、そういった契約、会計事務規則についての処理の徹底及びチェック体制の確立ということで措置を行っております。

(3) として、全小中学校に対しまして、校長会において、中間報告を受けての再発防止に向けた対応指導を行っております。今後、「学校納付金処理手引」による事務処理を徹底するための手引きの増刷、あるいは再配布、学校納付金処理説明会、業務別の事務処理モデルの提示等の取り組みを進めていく予定でございます。

最後、5番の処分ということになりますが、今後、東京都教育委員会で処分が行われてくるということになります。それから、もう一つ、刑事告発ということになりますが、警察の調査を踏まえた刑事告訴ということが予定されてございます。

すでにこの職員の処分についての東京都教育委員会の事故報告、刑事告訴については手続きを行っているところでございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

大藏委員 東京都教育委員会で処分をするということは、県費負担職員ということですか、この人は。

庶務課長 はい。

大藏委員 それから、刑事告訴というのは誰がするのですか。

庶務課長 今、警察の方が調査を行っております。その調査の結果を踏まえて、区の方でまず事故届を出すという形で、区として刑事告訴をするということになります。区の教育委員会ということですが。

大藏委員 教育委員会ですらどうかは警察の調査の結果を待っている。

庶務課長 そうですね。立件の可能性といいますか、そういったことも含めてということになると思います。

委員長 では、ほかのご意見がございましたらお願いします。

また、再発防止に向けてできることから始められて、周知徹底を図るようによろしくお願いいたします。

では、2番目の「学校施設及び保有物品のアスベストについて」、学校運営課長、説明をお願いいたします。

学校運営課長 それでは、学校施設及び保有物品のアスベストにつきまして、新たに発見されましたので、ご報告を申し上げます。

8月24日のご報告以降、新たに吹きつけアスベストがあることが確認された施設といたしまして、高南中学校屋上機械室の壁及び天井におきまして、吹きつけ厚10ミリでアスベストが吹きつけられているということが確認されました。

また、10月12日付けで文部科学省から学校給食の調理機器等において、アスベストが使われている機器等についての情報提供がございまして、これに基づいて学校に配置されています給食機器について調査をいたしました結果、古い機器といたしまして、若杉小学校において、そのリストに該当するオープンがございました。調査の結果、アスベストは固定化された状態で使われているということが判明いたしまして、特に飛散等はないということで、実際の室内環境調査の結果もアスベストの飛散は確認されてございません。

同様に済美養護学校でリストには該当しないものでございますが、煮沸消毒槽というものでアスベストラシキ疑いがあるということで調査をいたしましたが、実際にはアスベストがある可能性はほとんどないということで確認されてございます。また、室内環境調査の結果でもアスベストの飛散はないということを確認しております。

また、各学校における耐熱手袋、石綿付金網、その他の教具等についての調査を行っております。これにつきましては、耐熱手袋につきましては保有している学校はございませんでした。また、石綿付金網につきましては、小学校6校、中学校6校及び南伊豆健康学園において保有が確認されましたが、使用はしておりません。

小学校33校、中学校4校及び養護学校において陶芸窯、こちらは16年度に設置したものでございますが、実は陶芸窯のドアパッキンにアスベストが使われていることが判明いたしまして、これについては成形板でございまして、破損がなければ特に飛散の恐れはございませんが、すべて交換することで今作業中でございます。

今後の対応でございますが、調査結果の対応といたしまして、まず高南中学校の屋上機械室のアスベストがございまして、これは学校及び学校関係者に現在の状況とアスベストに関する説明を行って、工事にあたっては工事説明会をしてまいります。

また、若杉小学校のオープンと済美養護学校の煮沸消毒槽につきましては代替機種を手配して、早急に交換いたします。

また、石綿付金網につきましては、ビニール袋等に密封いたしまして、特別産業廃棄物として

回収処分を行う予定でございます。また、陶芸窯のドアパッキングについては、先ほど申し上げましたとおり代替のパッキンを手配して、早急に交換いたします。

報告は以上でございます。

委員長 ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大藏委員 そのリストというのはどういうものなんですか。

学校運営課長 特に昭和62年以前に作られたものにつきましては、断熱材として石綿が使われているものがございます。それにつきまして文部科学省が調査したすべてのメーカーで、調理器具等に使用されているもの、オーブンをはじめさまざまな器具について一覧になってございまして、これにつきましては備品台帳と照らし合わせまして、私どもの方で調査をいたしました。

委員長 以前、アスベストのご報告がありましたよね。

学校運営課長 8月24日に報告させていただいております。

委員長 そのときから多少いろいろな物品に関するものが増えてきたような気がするのですが、これですべてですか。

学校運営課長 吹きつけアスベストにつきましては、非常に危険度が高いということで、特に屋上機械室ということで、特に児童・生徒には影響がないところでございますけれども、そういったものではすべて調査を進めております。ほとんどの部分で調査済みでございます。

また、機器等に使用されているものにつきましては、学校給食の調理器具は本当に危険なところということで一覧表が出ております。ただ、2万品目と言われるような品目でアスベストが使われているという状況がございまして、今回、徹底的に調査してございますけれども、これですべてかどうかと言われますと、また再度見つかる可能性もございます。

委員長 それから、高南中学校のところの説明で、図面上の標記物質という欄に吹きつけの厚さ10と書いてあるけれども、この単位は何ですか。

学校運営課長 ミリです。

委員長 ミリですか。1センチですね。はい。

ほかにございますか。

よろしいですか。わかりました。

では、次に進めさせていただきます。3点目の「平成18年度学校給食調理業務に係る民間委託新規実施校の決定について」、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 私から報告をいたします。委員長から今、件名のお話がございましたとおり、新規に18年度から民間委託を実施する学校について今般決定をいたしました。1の新規委託校に書いてありますとおり、小学校2校、桃井第一小学校、三谷小学校、中学校2校、井草中学校、大宮中

学校の4校について新たに民間委託を実施することといたしました。

この4校を合わせますと今年度までの23校と合わせまして、合計で27校、小・中・養護を合わせまして68校、比率で39.7%ということで、大体4割の学校が民間委託を実施するという運びになったところでございます。

ちなみに内訳としては小学校が14校、31.8%、中学校が13校ということで56.5%ということでもう中学校は半分を超える、そこまでに至ったという状況でございます。

選定理由につきましては、記載のとおり調理職員の状況ですとか、施設の整備状況、栄養士の配置状況等々を総合的に勘案いたしまして、新規委託の校数、それから委託校を決定したところでございます。

2番目として、今後の実施に向けた準備でございますが、新規委託校では委託業者を今後指名競争入札によって決定してまいるという運びになるところでございます。また、保護者への周知ということで1月に説明会、4月に試食会を開催してまいります。

また、委託校におきましては、PTA関係者の参加も得て、給食運営協議会を設置して給食調理業務についての保護者の意見等も踏まえながら運用をしてまいる、そんな段取りをとらせていただいているところでございます。

3番目として、広報PRでございますけれども、今後、広報すぎなみ、あるいは教育報を通じて新規委託校や委託の効果などについて周知してまいります。

最後にその他でございますけれども、既設の17年度までに委託している業者につきましては、学校での評価、それから保護者の皆様にも参加いただいた業者選定委員会での意見を踏まえて、今後は随意契約により継続する方向で手続きを進めております。既存の23校につきましては、審査の結果、すべての学校において業者の成績として継続しても差し支えないだろうという評価をいただきましたので、そのような手続きを進めてまいるところでございます。

ただし、すでに3回契約を更新している学校、これは3校でございます。ですから、4年間同じ業者で継続している学校につきましては、昨年度からどんなにいい成績であっても何年かには一遍は入札という手続きを入れていこうということで、競争入札をしていくということに決定をしております。

なお、先般、区議会の第3回定例会において複数年契約という新たな手続き、制度が条例としてつくられました。これについて今後、学校給食調理委託業務に導入していくかどうかというものを検討してまいる予定でございます。場合によっては18年度の契約の中からすべての学校ということにはならないかもしれませんが、一部の学校で例えば、3年契約というそんな契約の仕方というものを、これが制度としてできるようになりましたので、今後研究したうえで導入

を考えてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

委員長 ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

安本委員 以前、委託の業者はなるべく近隣校で同じ業者にしたいような話をチラッと伺ったような気がするのですが、今回もまたそれはなしで指名競争入札の方法にすることですか。

学務課長 何校か合わせて契約することを検討して、この席でもお話をいたしました。その後の契約担当との話の中で、契約が3,000万円を超えてしまうと一般競争入札に付さなければならないというのがございまして、その壁がなかなか超えられないというのがございます。ですので、今年度におきましては引き続き指名競争入札という方式を考えております。

安本委員 あと運営協議会を作ると思うのですけれども、これのメンバーは以前と同じを考えていらっしゃいますか。

学務課長 ご指摘のとおりです。

安本委員 そうすると、それぞれPTAの協議会も入る。あと当該校のPTAや保護者、そういうことになるわけですね。

学務課長 そのとおりでございます。

安本委員 わかりました。ありがとうございます。

大藏委員 3,000万円を超えて一般競争入札になると不便なことというのは何ですか。

学務課長 今現在、この給食調理業務の委託の入札に参加できる業者というものは、保護者の皆様にも参加いただいている業者選定委員会というところを通った業者に絞り込んでおります。一般競争になりますと、こういった制限を加えるというのがなかなかできないというのがございます。

大藏委員 全然知らないところからもという。

学務課長 そうです。そういう可能性があるということでございます。

宮坂委員 今後の見通しですが、進めていくペースは1年に4校ぐらいですか。

学務課長 この間、学校給食調理職員の退職状況を踏まえて、この委託校については決定しております。そういう中で今後、団塊の世代が退職を迎えるということで調理職員の退職数も増えてまいります。そういったことも踏まえながら、私どもとしてはできるだけ早く委託の数は増やしてまいりたい、そういう取り組みで進めようとしているところでございます。

宮坂委員 今まで民間でずっとやるというので、大きな問題を起こしたというところは、小さなものでいいのですが、何かありましたか。苦情が出たとか何かそういう。

学務課長 基本的にはございません。最初、導入される前はかなりご心配の声をいただきますけ

れども、2週間なり1か月なり経つにつれてそういった声は大体無くなってまいります。

委員長 学校給食の民間委託に関する評価ですけれど、その他というところを読んでいると、「学校での評価及び選定委員会をふまえて」と書いてあるでしょう。上に運営協議会というのがまた1つの組織として書いてあるわけですよ。だから、例えば運営協議会と選定委員会とか、そういう意見を踏まえてという方がよろしいのではないですか。

学務課長 今、こういう形をとらせていただいているということで申し上げますと、1つは学校単位で保護者の皆様に参加いただいた運営協議会というものを持たせていただいて、こちらの方は1学期に1回程度ずつ各学校で開催して意見交換をしております。そういう中で、来年度の委託業者をどうするかということで、学校単位で今受託している業者の取り組みがどうかということ、これは学校長を通じて提出していただいているということでございます。

この学校長の提出という中では、例えば、運営協議会の意見、それから子どもたちあるいは教員、保護者の皆さんの評価、そういうのを総合的に勘案して、学校としては評価をいただいております。

その学校の評価を踏まえて、さらにまた保護者の代表にもご参加いただいている業者選定委員会でも採まらせていただいている、そんな段取りでございますので、評価自体は一応学校にまずやっていただいて、それを選定委員会でもたまたま再評価する。そんな流れでやらせていただいております。

委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

では、次にまいります。

引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について。

社会教育スポーツ課長、お願いします。

社会教育スポーツ課長 私の方から新規の事業を中心に報告したいと思います。

11月分でございますが、新規については5件でございます。後援が3件、共催が2件でございます。

1ページ目をお開きいただきたいと思っております。

まず、新規の後援で1件でございますが、チャンドニ・プロジェクトという団体で、「悠久の北インド古典音楽コンサート」でございます。これはインド大使館も一緒に後援しているところでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思っております。こちらについては新規が3件、上から1、2、3となっておりますけれども、上の2件については家庭学級の共催でございます。3点目の後援

でございますけれども、こちらについては、小学校PTA連合協議会の「ポコアポココンサート」でございます。

それから、3ページ目をお開きいただきたいと思います。これにつきましては、新規の後援でございます。学務課扱いでございますけれども、株式会社日本教育新聞社による「養護教諭のための学校保健セミナー」の開催でございます。後援でございます。

以上、5件でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。

では、最後に「中央図書館運営業務の一部委託について」、中央図書館次長からご説明をお願いします。

中央図書館次長 中央図書館運営業務の一部委託についてご報告いたします。第3次行財政改革実施プランで、図書館業務の民間委託等の具体化を図ることになっております。その一環で、中央図書館の運営業務につきまして、一部委託をすることになりましたのでご報告をいたします。

1の施設規模につきましては、所在地、荻窪3丁目の中央図書館でございます。地上2階、地下1階建で4,397.14m²、蔵書数が約58万冊、利用登録者数が12万4,600名でございます。

2の業務委託内容でございますが、対象業務といたしまして、図書の貸出・返却処理、それからご利用者の方の登録、図書館資料の排架・書架の整理、リクエストの処理等の受付業務及び書籍類の蔵書の点検業務を委託いたします。その他、サービス業務として開館、閉館作業等々を委託する予定でございます。

また、業務内容の個人情報に関しましては、個人情報保護審議会にかけまして、今年2月16日に了解をいただいております。

一方で委託業務対象外といたしまして、施設の管理及び利用者の方々からの調査、相談業務あるいは図書の選定などにつきましては、引き続き区の職員が残りまして直営で実施する予定でございます。

委託に係る期間でございますが、来年18年4月1日から19年3月31日まで。そして、委託に係る経費につきましては委託料で支払う予定でございます。

今後の受託事業者の選定でございますが、公募によるプロポーザル方式といたしまして、学識経験者、公認会計士等の皆様に構成する選定委員会を設け、受託事業者を選定していく予定でございます。

応募資格の主なポイントといたしまして、東京都内に住所を有する法人であること、それから

公共図書館等において受託の実績が既にあること、そして受託を受けましたときに責任者として実務経験を要する者を常時配置し、しかも配置職員全体で5割以上の司書の資格を有することというのを条件にする予定でございます。

今後のスケジュールでございますが、先ほどの選定委員会等の設置をいたしまして、公募の手続きを今後進めてまいりまして、12月に公募をまず開始いたします。そして、明けて1月に募集をしていただいた中で審査をいたしまして、1月下旬から2月上旬にかけて、業者の選定の結果を出したいと思っております。その結果につきましては、2月になりましたら教育委員会等々でご報告いたしまして、4月1日に業務の委託を開始する予定でございます。

この手続きに基づきまして成田、方南の2つの地域図書館に続きまして、中央図書館が3館目の民間の業務委託という図書館になる予定でございます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

ちょっとお伺いしたいのですが、指定管理者との関係で、指定管理者を選ばない理由というのは何があるのですか。民間委託との絡みの問題です。

図書館次長 現在のところ、行財政改革の実施プランに基づいての図書館の業務につきましては、業務委託という委託契約を進める予定でございますので、それに沿って進めているところでございます。

今後、図書館の運営につきましては、地域館について19年度以降、順次指定管理者の導入を進めていく計画でございますので、そちらの方は今後また具体的な作業を進めていきたいと思っております。

委員長 何か基本的な問題でおっしゃられることがあったら教えてもらいたいのですが。

図書館次長 基本的な問題といたしますか、今、指定管理者になりますと館長をはじめ運営施設全体を任せるということになるわけでございますけれども、現在のところは図書館の業務について、そこまで区としては進めてございません。あくまでもお客様に接する窓口業務、その他多少バックグラウンドの部分で一部の委託をしていこうということで考えてございますので、こういう手続きをしているところでございます。

大蔵委員 「配置職員数の5割以上を司書有資格者」と書いてありますが、何人ぐらいの職員が来る予定ですか。

図書館次長 現在、中央図書館の職員で区の職員でいきますと、約50名弱でございます。そのうちの一部の委託ということでございますので、具体的に何人を配置するかというのは、あくまでもそれぞれの業者の事業量の換算によつての結果でございますけれども、ほぼ同程度といたします。

か、50名は裏方の直営の部分の職員は残りますので、ローテーションなどもありますので、今、具体的に業者を何人確保するというのはなかなか申し上げにくい部分かなと思っています。

大藏委員 そうしますと予算規模としてはどれぐらいのものですか、年間委託料というのは全部で。

図書館次長 予算の部分はこれからでございますので、ここで公にはできないかなと思っているんですが、プロポーザルで細かな事業内容を示しまして、それに基づいて業者の方から委託料の提案があるということです。

大藏委員 いくらぐらいいるということに向こうから言うてくる。

図書館次長 はい、言うてくる。それを1つの選定基準にして点数づけをしていくという予定でございます。

委員長 ほかにございますか。

いろいろ経験を積み重ねて、次にいこうということも伺えますよね。

ございませんか。

では、これで予定されました日程はすべて終了いたしました。庶務課長、ほかにございましたらお願いします。

庶務課長 次回の日程でございますが、12月21日の定例会につきましては、特に緊急の案件がなければ休会とさせていただきたいと存じます。したがって、次回は年が明けました1月11日、水曜日、午後2時からの定例会ということでお願いしたいと存じます。

以上です。

委員長 わかりました。では、次回は1月11日午後2時からということでございます。

では、どうもありがとうございます。本日の会議はこれで終わらせていただきます。